病院事業・介護サービス事業			
市場事業・と畜場事業			
地域開発事業			
下水道事業			
観光その他事業			
被災施設借換債			
国の予算等貸付金債			

（注１）補正予算債の充当率は、別に定める。

（注２）資金区分の変更等による借換債の充当率は、100％とする。

○総務省告示第百四十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年度分の固定資産税から適用する。

平成二十九年四月三日

総務大臣　山本　早苗

第二号一中

「（　49）　ダイヤコーチ有限会社（阪急電鉄株式会社が使用するものに限る。）　」を

「（　49）　削除　」に、

「（　50）　ケーディーケーリーシング有限会社（京成電鉄株式会社が使用するものに限る。）　」を

「（　50）　削除　」に、

「（　51）　ケーイーアールリーシング有限会社（京成電鉄株式会社が使用するものに限る。）　」を

「（　51）　削除　」に、

「（　52）　エフケーサーナリーシング有限会社（京成電鉄株式会社が使用するものに限る。）　」を

「（　52）　削除　」に、

「（　53）　芙蓉総合リース株式会社（京阪電気鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社及び阪急電鉄株式会社が使用するものに限る。）　」を

「（　53）　芙蓉総合リース株式会社（京阪電気鉄道株式会社、東武鉄道株式会社及び阪急電鉄株式会社が使用するものに限る。）　」に、

「（　67）　興銀リース株式会社（東京急行電鉄株式会社及び京成電鉄株式会社が使用するものに限る。）　」を

「（　67）　興銀リース株式会社（京成電鉄株式会社が使用するものに限る。）　」に

改める。

第二号2中

「（　33）　ＪＡ04ＲＪ　」を

「（　33）　削除　」に、

「（　44）　ＪＡ07ＫＺ　」を

「（　44）　削除　」に、

「（　49）の５　ＪＡ111Ａ　」を

「（　49）の５　ＪＡ10ＶＡ
（　49）の６　ＪＡ111Ａ
（　49）の７　ＪＡ112Ａ
（　49）の８　ＪＡ113Ａ　」に、

「（　50）の６　ＪＡ127Ｄ　」を

「（　50）の６　ＪＡ11ＶＡ
（　50）の７　ＪＡ127Ｄ　」に、

「（　59）　ＪＡ202Ｊ　」を

「（　59）　削除　」に、

「（　72）の２　ＪＡ20ＭＣ　」を

「（　72）の２　ＪＡ20ＭＣ
（　72）の３　ＪＡ211Ａ　」に、

「（　82）の13　ＪＡ243Ｊ　」を

「（　82）の13　ＪＡ243Ｊ
（　82）の14　ＪＡ244Ｊ
（　82）の15　ＪＡ245Ｊ
（　82）の16　ＪＡ24ＭＣ　」に、

「（396）　ＪＡ8399　」を

「（396）　削除　」に、

「（448）　ＪＡ8669　」を

「（448）　ＪＡ8669
（448）の２　ＪＡ866Ｊ　」に、

「（453）の16　ＪＡ886Ａ　」を

「（453）の16　ＪＡ886Ａ
（453）の17　ＪＡ887Ａ
（453）の18　ＪＡ888Ａ
（453）の19　ＪＡ890Ａ　」に

改める。

○総務省告示第百四十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年度分の固定資産税から適用する。ただし、この告示による改正後の平成二十四年総務省告示第九号第二号の(1574)の２及び(1626)の２は、平成二十八年度分の固定資産税から適用する。

平成二十九年四月三日

総務大臣　山本　早苗

第一号中

「（　84）　135297　第五きりくし　司　」を

「（　84）　削除　削除　削除　」に、

「（　89）の２　142750　Ｈースおおさき　司　」を

「（　89）の２　142750　Ｈースおおさき　司
（　89）の３　142845　第十きりくし　司　」に

改める。